

川崎市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市規則第 2 3 号

川崎市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

川崎市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（昭和38年川崎市規則第66号）の一部を次のように改正する。

第5条の3第3項中「市の掲示場に掲示する」を「川崎市公報に登載する」に、「掲示を始めた」を「登載した」に改める。

第8条の3第1項第1号中「100分の121」を「100分の119.75」に、「100分の215」を「100分の212.5」に改め、同項第2号中「100分の113.5」を「100分の112.25」に、「100分の121」を「100分の119.75」に改め、同項第3号中「100分の106」を「100分の104.75」に改め、同項第4号中「100分の100」を「100分の98.75」に改める。

第8条の4第1項第1号中「100分の55」を「100分の53.75」に改め、同項第2号中「100分の52.5」を「100分の51.25」に改め、同項第3号中「100分の50」を「100分の48.75」に改める。

第8条の5第1項第1号中「100分の90」を「100分の88.75」に、「100分の180」を「100分の177.5」に改め、同項第2号中「100分の80」を「100分の78.75」に改め、同項第3号中「100分の73.5」を「100分の72.25」に改める。

第10条第3項中「100分の15」を「100分の17.5」に、「100分の10」を「100分の12.5」に、「100分の7.5」を「100分の10」に、「100分の6」を「100分の8.5」に改める。

別表高等学校教育職給料表の項中「75号給」を「43号給」に、「74号給」を「42号給」に改め、同表義務教育諸学校教育職給料表の項中「87号

給」を「59号給」に、「86号給」を「58号給」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第5条の3の改正規定は、同年5月21日から施行する。
- 2 改正後の規則第5条の3第3項の規定は、前項ただし書に規定する施行の日以後にする文書の交付について適用し、同日前にした文書の交付については、なお従前の例による。